

高円寺地域における新しい学校の通学区域について（案）

通学区域の考え方

平成31年4月開校予定の高円寺地域における新しい学校の通学区域については、小学校は現在の杉並第四小学校と杉並第八小学校を合わせた地域、中学校は現在の高円寺中学校の通学区域と同様とする。

高円寺地域における新しい学校は、施設一体型の小中一貫教育校であり、小中一貫教育の効果が最大限に発揮できるよう、小学校と中学校の通学区域の整合性を図る方向で検討する必要があるが、同時に保護者や地域の十分な理解を得ることが不可欠であるため、開校後の児童・生徒の動向を踏まえ、通学路の安全性や通学距離なども考慮に入れて検討を行うこととする。

また、平成28年度入学から学校希望制度が廃止されるため、新校の通学区域となる予定の区域のうち、小学校と中学校の通学区域に差異がある地域に居住する児童（就学予定者を含む）について、平成28年度入学者以降、特例措置により就学校を選択できるよう配慮する。

通学区域の見直しスケジュールとその間の特例措置の取扱は以下のとおりとする。

1 今後のスケジュール

平成27年度上半期 学校・地域への周知

「杉並区における指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要綱」を改正

平成28年度入学～ 特例措置の適用開始

平成31年度 高円寺地域における新校開校

※ 開校後、児童・生徒の動向を踏まえ、通学区域の見直し等を検討

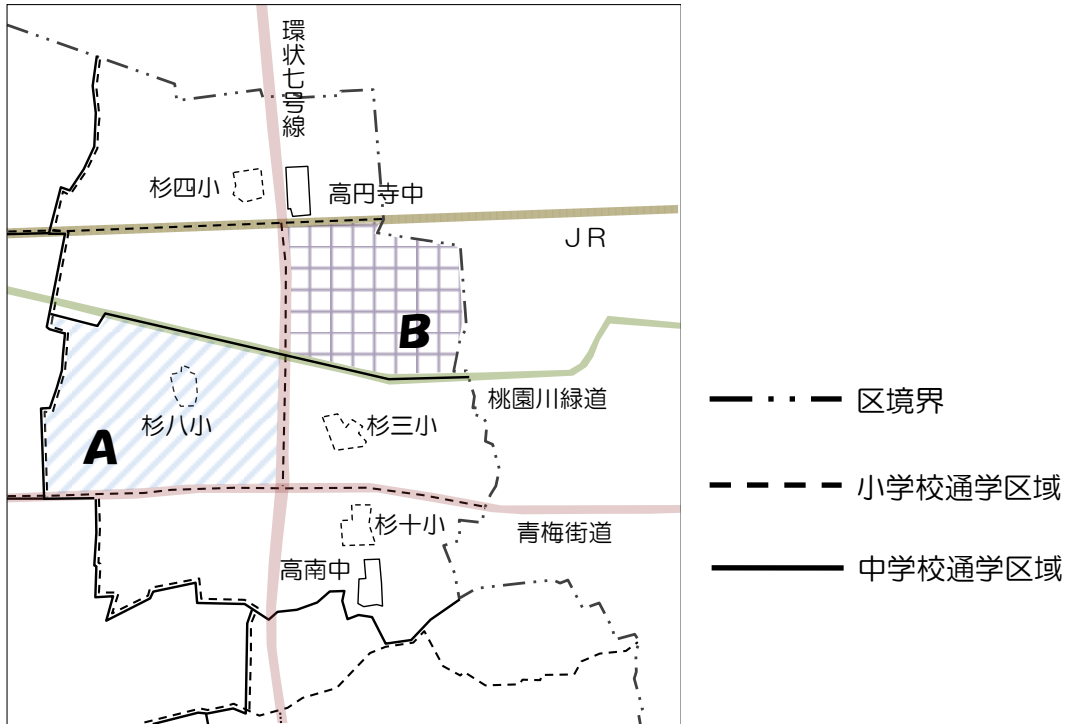
2 特例措置をとる地域と児童の取扱

裏面参照

3 特例措置の方法

当該地域に居住する児童（就学予定者を含む）について、指定校変更の申立てにより対応する。

通学区域図及び特例措置をとる地域とその取扱について



小学校と中学校の通学区域に差異がある地域

A：新校の小学校の通学区域ではあるが、中学校が異なる地域

B：新校の中学校の通学区域ではあるが、小学校が異なる地域

| 特例措置をとる地域 | | 指定校 | | 特例措置の取扱 |
|-----------|--|--------------------|-------------------|---|
| | | 小学校 | 中学校 | |
| A | 高円寺南2丁目全域 高円寺南3丁目1～3, 17～23, 35～37 | 杉並第八小 (H31.4新校) | 高南中 | 新入学児童(5歳) 杉並第三小、杉並第十小 への入学に配慮 |
| | | | | 新入学生徒(小学6年生) 高円寺中(新校) への入学に配慮 |
| B | 高円寺南5丁目全域 | 杉並第三小 | 高円寺中 (H31.4新校) | 新入学児童(5歳) 杉並第四小、杉並第八小(新校) への入学に配慮 |
| | | | | 新入学生徒(小学6年生) 高南中 への入学に配慮 |

【参考】現在の指定校変更事由（平成27年4月1日付）

- 1 転居その他居住地の変更に関する事情による場合
 - (1) 在学中に転居し、引き続き現に在籍している区立学校への就学を希望する場合
 - (2) 家の建替え等の一時的な転居で、1年以内に再度の転居の予定があり、引き続き現に在籍している区立学校への就学を希望する場合
 - (3) 1年以内に転居の予定があるため、予め転居予定地の指定校への就学を希望する場合

- 2 児童又は生徒の兄弟姉妹が現に在籍する区立学校への就学を希望する場合

- 3 児童又は生徒の心身の障害に関する事情による場合
 - (1) 心身の障害や病虚弱のため通学距離等に配慮する必要がある場合
 - (2) 慢性疾患等により定期的な通院が必要であり、病院に最寄りの区立学校へ通学する必要があると認められる場合

- 4 保護者の就労、親族関係の変更その他の家庭の事情による場合
 - (1) 保護者が長期療養、介護等のため、児童又は生徒が住所地以外で保護されることに伴い、保護先の指定校への就学を希望する場合
 - (2) 保護者の就労等のため、児童が放課後に保護者の親族・知人の居所又は保護者の勤務先で過ごすため、その所在地の指定校への就学を希望する場合
 - (3) 保護者の離婚、別居等の理由により、児童又は生徒が住所地以外で生活しており、その居住地の指定校への就学を希望する場合

- 5 いじめ、不登校その他の学校生活の事情による場合
 - (1) いじめ・不登校等により在籍している区立学校への通学が困難な状況にあり、特に配慮を必要とする場合
 - (2) 区立学校入学時において、保育園、幼稚園、小学校等におけるいじめ等が理由で指定校に就学することが困難であり、特に配慮を必要とする場合

- 6 通学時の安全確保その他の地域的事情による場合

- 7 学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合

- 8 その他
 - (1) 杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立和泉中学校の指定通学区域の特例措置に該当する場合
 - (2) 第1号から第7号までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合